

## ～経営者の退職金制度～

# 小規模企業共済制度が変わります

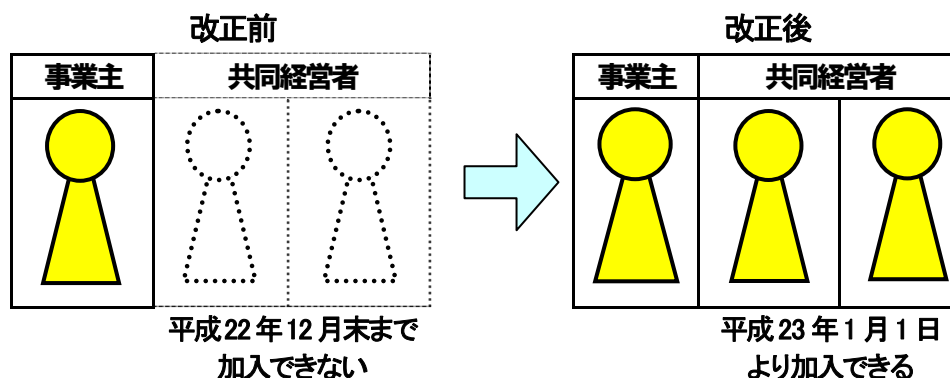
平成23年1月1日より小規模企業共済制度の一部が改正されました。加入対象者の拡大など個人事業主の方にとって朗報となりました改正内容についてご紹介します。

◇施行日 平成23年1月1日

### ◇改正内容 (1)加入対象者の拡大

加入対象者に共同経営者(個人事業の経営に携わる個人)が追加されます。一事業主につき2名まで。ここでの共同経営者とは、個人事業の経営に携わる方。一定の要件を満たせば、個人事業主の配偶者や後継者、親族以外の方も加入することができます

## 共同経営者の加入イメージ



#### 共同経営者の主な要件

- ①-1 事業の経営に必要な資金を調達していること(資金の借入れにおいて連帯保証人や保証人になっていること、など)
  - ①-2 事業の経営において重要な意思決定をしていること
  - ② 事業の執行に対する報酬を受けていること
  - ③ 事業主が小規模企業者であること
  - ④ 加入申込み時点において、共同経営者であること
- ※ 要件①-1と①-2については、どちらかを満たしていれば加入できます。  
※ 共同経営者に該当することを証明する書類を提出していただきます。

### (2)加入要件の見直し

小規模企業共済と中小企業退職金共済(中退共)の重複加入はできません。

### (3)共済金(解約手当金)の請求事由の見直し

個人事業の法人成りが「共済金A」から「準共済金または解約手当金」になります。

### (4)掛金納付月数の通算の対象拡大

配偶者または子へ個人事業の譲渡の場合も、「掛金納付月数の通算」が可能となります。

### (5)契約者貸付の見直し

事業継承時に必要な資金を掛金の範囲内で貸し付ける「事業承継貸付け(仮称)」が創設されます。

◇問合せ 中小機構共済相談室(050)5541-7171、または経営指導課(81-4141)まで